

令和4年度事業計画



—光のあたりにくい人々とともに歩む—

社会福祉
法人

ロザリオの聖母会

I はじめに

我が国は高齢化にともない人生 100 年時代といわれています。このことは今後の人生の過ごし方、働き方などがますます変化し、多様性を包含する社会全体の変革が予想されます。また、国は地域共生社会を目指した地域づくりを目指しており、このため地域における社会福祉法人の役割も重要になっています。これにより地域での横の繋がり、地域での情報共有、地域住民や他法人との連携を強化していく必要があります。

国際社会においてはSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の中で「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「ジェンダーの平等を実現しよう」「住み続けられるまちづくり」等が掲げられています。

感染症について、新型コロナウイルスの影響も大きく、厳しい運営状況が続いておりますがエッセンシャルワーカーとして期待されている重要な業務であり、感染拡大下でも利用者への必要な支援は継続していく必要もあります。これまでに培った経験を生かしながら感染対応と利用者処遇および職員の健康管理について改めて検討していく必要があります。

利用者へのサービスに関しては、権利擁護、虐待防止、意思決定支援について再度、理解するとともに利用者・家族からの意見等を運営に反映し、全ての場面においてリスクマネジメントの考え方が重要となります。

職員については、個性や自分の得意分野を伸ばすこと、士気を保つために誰もが活躍できること、また各階層のキャリアアップや組織づくりが必要です。人材確保については、インターンシップ等を通じて現場のリアリティを感じてもらい若い世代に伝えられることや、そこから何を感じ、何が見えてくるかが人材育成の観点からも重要です。

令和4年度の本年度の重点目標として

- ①地域共生社会に向けた対応として、地域連携の強化と現事業の見直し
- ②経営資源を有効に活用するため施設・事業所の再編成の検討
- ③脆弱な財務基盤や不安定な収支水準の施設・事業所の強化・健全化のための検討と対応
- ④働き方改革としての労働環境整備
- ⑤人材確保・定着・育成について、若い世代・外国人・障害者雇用の促進、定着体制強化
- ⑥感染症、災害対策の推進として、実情に即したBCP（業務継続計画）見直し。

Ⅱ ロザリオの聖母会の理念及び倫理綱領

1 経営理念

光のあたりにくい人々とともに歩む

2 サービス提供の基本理念

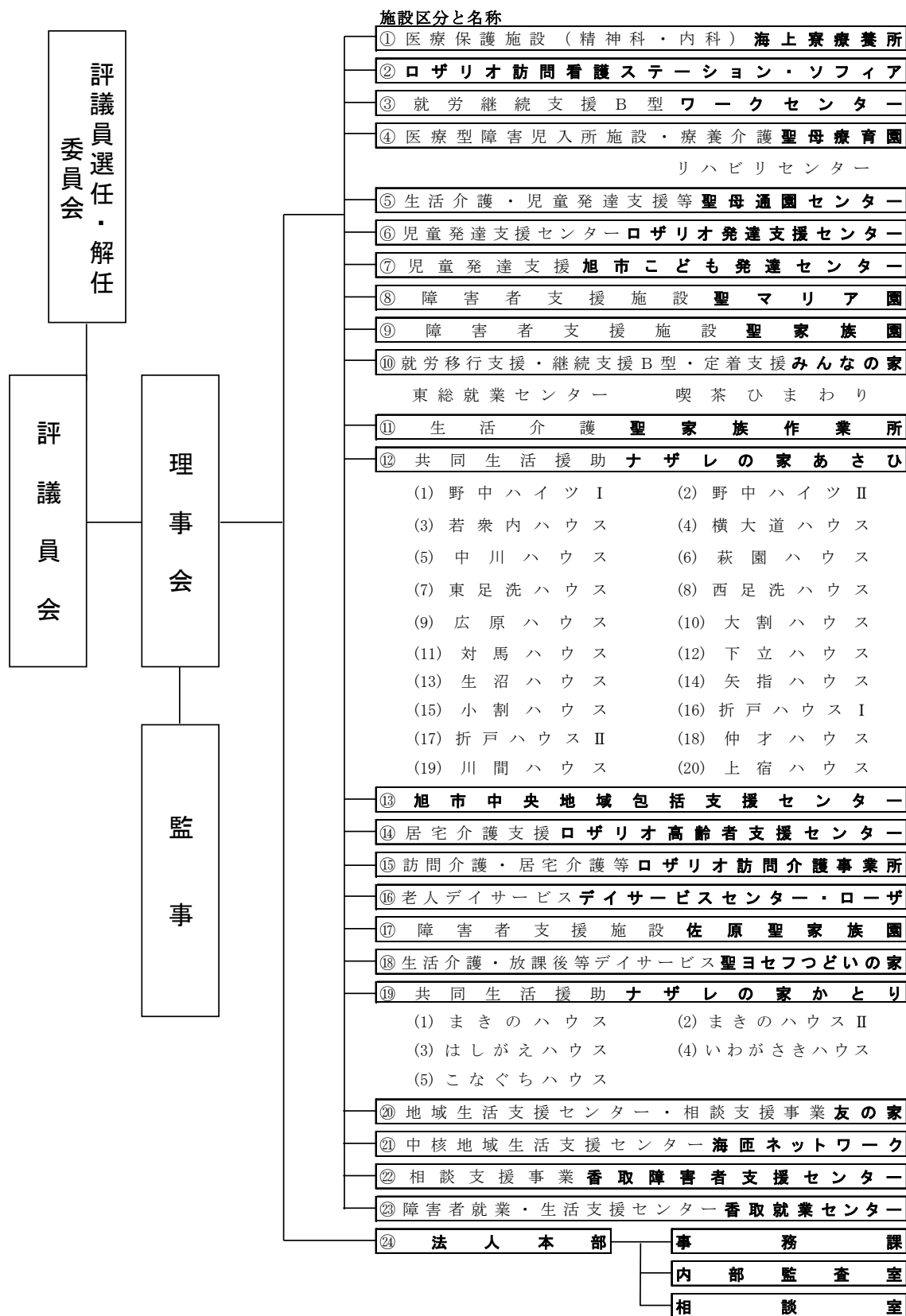
- (1) 利用者の生命の尊厳、人権及び人生を大切にする
- (2) 利用者の願いや要求に真摯に向き合い、理解し、共感する
- (3) 利用者の自立・自己実現・自己決定の過程を支援する

3 倫理綱領

- (1) 生命の尊厳
私たちは、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として認め、その人なりの人生を大切にします。
- (2) 人権の擁護
私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さないことを誓います。
- (3) 個性、主体性の尊重
私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。
- (4) 社会参加の促進
私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活を送れるよう支援します。
- (5) 生活環境の整備
私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、施設及び周辺の環境整備に努めます。
- (6) 豊かな地域生活へ
私たちは、地域で生活する障害者が豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。
- (7) 職員として
私たちは、福祉施設職員としての専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、研鑽と人間的成長に努めます。

Ⅲ 本会の事業

1 組織



2 事業内容(○は定款記載事業、●は定款に記載のない事業)

2-1 入所系事業

- | | |
|-------------|-------------------|
| ○医療保護施設 | 海上寮療養所 |
| ○医療型障害児入所施設 | 聖母療育園 |
| ○障害者支援施設 | 聖マリア園、聖家族園、佐原聖家族園 |

2-2 居住支援系事業

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ○共同生活援助 | ナザレの家あさひ(旭地区) ナザレの家かとり(香取地区) |
|---------|---------------------------------|

2-3 通所(日中活動)系事業

- | | |
|------------------|---|
| ●認知症外来 | 海上寮療養所 |
| ●精神科デイケア | 海上寮療養所 |
| ○療養介護 | 聖母療育園 |
| ●障害児(者)リハビリテーション | 聖母療育園 |
| ●障害児者歯科診療 | 聖母療育園 |
| ○日中一時支援事業 | 聖母療育園、聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター(ふたばクラブ、ふたば保育園)、聖マリア園、聖家族園、聖家族作業所、佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家 |
| ○児童発達支援 | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター(ふたば保育園)、旭市こども発達センター |
| ○放課後等デイサービス | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター(ふたばクラブ)、聖ヨセフつどいの家 |
| ○短期入所 | 聖母療育園、聖マリア園、聖家族園、佐原聖家族園 |
| ○生活介護 | 聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、聖家族作業所、佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家 |
| ○就労移行支援 | みんなの家 |
| ○就労継続支援B型 | ワークセンター、みんなの家 |
| ○就労定着支援 | みんなの家 |
| ○老人デイサービス事業 | デイサービスセンター・ローザ |
| ○老人短期入所事業 | 聖マリア園 |

2-4 訪問・相談等地域生活支援系事業

- | | |
|------------|--|
| ●認知症訪問診療 | 海上寮療養所 |
| ●訪問看護 | 海上寮療養所 |
| ○訪問看護事業 | ロザリオ訪問看護ステーション・ソフィア |
| ○障害児相談支援事業 | 友の家、ロザリオ発達支援センター、海匠ネットワーク、香取障害者支援センター、 |

| | |
|--------------------------------|---|
| ○相談支援 | 友の家、ロザリオ発達支援センター、 海匠ネットワーク、香取障害者支援センター、 友の家（旭市、匝瑳市） |
| ○地域活動支援センターⅠ型 | |
| ○千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 | 友の家、香取障害者支援センター |
| ○相談支援事業 | 友の家（旭市、匝瑳市）、 香取障害者支援センター（香取市） |
| ○千葉県障害児等療育支援事業 | 聖母療育園、ロザリオ発達支援センター |
| ○基幹相談支援センター | 海匠ネットワーク（旭市） 香取障害者支援センター（香取市、神崎町、 東庄町） |
| ○障害者虐待防止センター | 海匠ネットワーク（旭市） 香取障害者支援センター（香取市、神崎町、 東庄町） |
| ●海匠地区療育相談支援事業 | ロザリオ発達支援センター （旭市、銚子市、匝瑳市、横芝光町） |
| ●療育相談支援機能強化事業 | ロザリオ発達支援センター |
| ●乳幼児検診時における心理相談 | ロザリオ発達支援センター （旭市、多古町、横芝光町、香取市） |
| ○障害者就業・生活支援センター事業 | 東総就業センター、香取就業センター |
| ○障害者雇用アドバイザー事業 | 東総就業センター、香取就業センター |
| ○地域包括支援センター | 旭市中央地域包括支援センター（旭市） |
| ○居宅介護支援事業 | ロザリオ高齢者支援センター |
| ○老人居宅介護等事業 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○居宅介護 | ロザリオ訪問介護事業 |
| ○重度訪問介護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○同行援護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○行動援護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○移動支援事業 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ●コミュニケーション支援 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○中核地域生活支援センター | 海匠ネットワーク（千葉県） |
| ●千葉県障害者グループホーム等支援事業 | 海匠ネットワーク 香取障害者支援センター |

2-5 その他

| | |
|------------------------|-----------------------------|
| ●障害支援区分認定調査業務委託 | 友の家（旭市） 香取障害者支援センター（香取市） |
| ●要介護認定調査委託 | ロザリオ高齢者支援センター（旭市） |
| ●介護予防支援業務委託 | ロザリオ高齢者支援センター（旭市） |
| ●旭市被災要援護者等生活再建相談支援事業委託 | 海匠ネットワーク |
| ●旭市被保護者就労支援事業 | 海匠ネットワーク |
| ●旭市障害者配食サービス事業 | みんなの家 |

- 一時保護事業
- 社会貢献活動

ロザリオの聖母会（千葉県）
コミュニケーションセンターMado-ka（マドカ）
おもちゃ図書館（さわやかホール）
佐原駅前サロン

IV 中・長期計画

- 社会福祉法改正に伴う経営組織体制の再構築と管理体制の改革
- 信頼、理解、協力を得るための主体的・能動的な情報発信と公開
- 安定した財務基盤の維持と財務規律の強化・健全化のための取組みを推進
- 多様なニーズへの関わり等、公益的な取り組みによる社会・地域貢献の推進
- 総合的な人材マネジメントの実現（採用・配置・異動、考課、給与、教育研修）
- 各種事業の特性を生かした地域医療・福祉システムへの関わりと地域の福祉課題への取組み・拡充
- 法人及び施設・事業所の将来像にかかる長期ビジョンの策定

V 年度計画

1 運営管理

1-1 施設・事業所の課題と展望

- (1) 地域共生社会、地域生活支援拠点に向けた対応
 - ・地域生活課題の把握と解決
 - ・組織改編による対応
 - ・課題別プロジェクトによる検討
 - ・地域連携の強化（地元、他法人との地域連携）
 - ・現事業の見直し（事業再編）
- (2) 重度化・高齢化対策
- (3) 地域生活支援についての取り組み
- (4) 運営の継続的な安定
 - ・海上療養所の改善計画
 - ・ソフィアの改善計画
 - ・法人全体のスケールメリットを生かした運営

1-2 人材確保・定着・育成

- (1) 人材確保
 - ・若い世代の採用
 - ・外国人雇用、障害者雇用
- (2) 人材定着
 - ・採用初年度（新規・中途）の定着体制強化
- (3) 人材育成
 - ・キャリアパスプログラム
 - ・管理者および役職者の育成
 - ・異動によるキャリアアップ
 - ・自発的な学びの環境

1-3 ガバナンスの確立

- (1) 理事、監事及び評議員が各人の職責を通じ、法人及び施設・事業所経営の検証や理事会・監事・評議員会の相互牽制。
- (2) 業務執行体制強化

1-4 コンプライアンス（法令遵守）

(1) 福祉諸法令、労働法令、虐待防止法等の遵守

1-5 財務規律と内部管理体制

- (1) 会計監査人監査を通じ財務の信頼性向上と業務の効率化
- (2) 中長期的な事業計画と投資計画に基づいた財務運営と財務内容の充実
- (3) 財務情報や事業報告等の情報公開と「見える化」

2 利用者サービス

2-1 人権尊重・虐待防止

- (1) 法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた人権尊重
- (2) 自己決定の尊重。
- (3) 苦情・相談対応。
- (4) 虐待の早期発見・早期対応。

2-2 利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスの提供

- (1) サービス提供方針の明確化、マニュアル策定や研修等による職員の知識・技能向上。
- (2) サービスの改善
- (3) サービス自己評価・第三者評価
 - ・サービス自己評価の書式検討
- (4) 利用者・家族からの意見等への反映
- (5) リスクマネジメント

2-3 福祉サービス充実のための環境

- (1) 施設・設備の環境整備を年次計画に沿った実施

3 安全衛生対策

3-1 総合的な安全衛生対策

- (1) 感染症対策
 - ・新型コロナウイルス等の対策とBCP（業務継続計画）見直し
- (2) 災害時や防犯の対応等日頃の備えと緊急時への即応力強化
 - ・災害復旧・災害時のBCP（業務継続計画）見直し
 - ・福祉避難所開設についてのシステム構築
 - ・DWA Tへの協力
- (3) 労働環境
 - ・同一労働・同一賃金対応、人事考課制度簡素化
 - ・電子化への対応
 - ・労災事故防止
 - ・職員へのメンタルサポート
 - ・ハラスメント防止
- (4) 交通安全対策
- (5) 衛生管理
 - ・感染対策を含めた衛生管理

3-2 ICT・情報管理対策の向上

- (1) ICTシステムへの対応。
- (2) 個人情報等の管理と機能強化。
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用し、適切な情報管理に関

する注意喚起や教育を実施。

4 公益的活動

4-1 地域から必要とされる社会貢献活動を推進する

- (1) 医療・福祉専門職を派遣し地域全体のサービスの質向上を図る
- (2) 各団体や各種協議会等に職員を参加させて人的支援・協力を行う
- (3) 地域活性化への取り組み等公益的な取り組み
 - ・コミュニケーションセンターMado-ka事業
 - ・佐原駅前サロン
 - ・法人内諸施設設備の開放等
 - ・緊急時の宿泊受入
- (4) ロザリオ福祉まつり、障害者週間行事等による地域啓発活動

5 施設等の整備

5-1 海上寮療養所

- (1) 低濃度PCBトランス処分
- (2) マリア病棟劣化改修工事
- (3) 管理棟防犯カメラ入替工事
- (4) 給食棟食器洗浄機入替工事

5-2 ワークセンター

- (1) 請負班 印字用電動プリンター
- (2) 印刷班 電動断裁機

5-3 聖母療育園

- (1) 機械室屋根修繕工事
- (2) 電子カルテの導入（診療報酬改定状況による）
- (3) 館内照明器具 LED 交換工事

5-4 聖母通園センター

- (1) 空調設備工事 訓練室
- (2) 滅菌器購入

5-5 ロザリオ発達支援センター

- (1) 車輛（リフトカー）1台購入
- (2) エアコンエンジン交換

5-6 聖マリア園

- (1) ナースコール入れ替え工事
- (2) 介護センター修繕工事
- (3) 介護ロボット導入補助金事業（定床ベッド4台・スカイリフト2台）

5-7 聖家族園

- (1) 聖家族園厨房設備設置工事
- (2) 女性トイレ器具交換工事

5-8 みんなの家

- (1) 自動ドア交換工事
- (2) 浄化槽部品交換工事
- (3) 相談室エアコン購入（入替）
- (4) 喫茶ひまわり厨房エアコン購入（入替）
- (5) 喫茶ひまわりコールドテーブル購入
- (6) 喫茶ひまわりミキサー購入

5-9 聖家族作業所

- (1) エアコン取り替え2台（作業棟2台）
- (2) 備蓄品（カレーセット・豚汁 各60食分）
- (3) 消火器3本
- (4) アルコール検知器

5-10 ナザレの家あさひ

- (1) 下立ハウス 屋根外壁等改修工事
- (2) 下立ハウス 介護福祉機器導入（移動用リフト）

5-11 旭市中央地域包括支援センター

- (1) エアコンの設置（1台）
- (2) 相談室 空気清浄機の設置（1台）

5-12 高齢者支援センター／訪問介護事業所

- (1) 事務所1階照明器具交換工事
- (2) 高齢者支援センター リース車両を購入に切り替え（1台）

5-13 デイサービスセンター・ローザ

- (1) 介護用入浴機入れ替え
- (2) ガス給湯器取替工事

5-14 佐原聖家族園

- (1) 職員休憩棟新築工事
- (2) 6～7人乗り車輛買替
- (3) 厨房シャワーシンク・二層シンク・炊飯器交換
- (4) 厨房照明器具交換
- (5) 通所部ひまわりエアコン交換
- (6) 洗濯室エアコン交換
- (7) エリア①廊下エアコン設置
- (8) 女性居室改修工事（袖ヶ浦福祉センターより入所）

5-15 聖ヨセフつどいの家

- (1) 建物定期報告指摘箇所修繕工事
- (2) 受水槽修繕

5-16 Madoka

- (1) エアコンの修理 (1台)
- (2) ロールカーテンの交換
- (3) 絨毯マットの交換
- (4) 網戸の設置 (衛生管理)

6 会議

6-1 評議員会

法人運営に係る重要事項の議決機関として位置付けられている評議員会は、理事会のけん制機能を有する。

定款に基づき、定時評議員会として年2回、6月及び3月に開催するほか、11月に事業計画の変更及び予算の補正の審議のために開催予定である。

(1) 評議員 (7名・五十音順)

- ①木村 明夫 歯科医師
- ②久米 倫男 元会社役員
- ③越川 一幸 元公務員
- ④佐野 善房 弁護士
- ⑤松井 安俊 元小学校長
- ⑥湯川 健三 元会社役員
- ⑦米本弥栄子 元旭市教育長

6-2 理事会

理事会は、本会の業務執行の決定機関としての機能を果たすため、原則として2カ月に一度開催する。

(1) 理事 (6名)

- ①石毛 敦 理事長
- ②白井 正和 元友の家所長
- ③桑島 克子 聖母療育園園長
- ④加瀬 光一 海上寮療養所院長
- ⑤廣野 正通 社会保険労務士
- ⑥望月 利將 元公務員

(2) 監事 (2名)

- ①加瀬 博 元銀行支店長
- ②埜 政美 元旭市社会福祉協議会会長

6-3 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会を設置し、この機関の決定に従って評議員の選任・解任を行う。

(1) 評議員選任・解任委員会（3名）

- ①立川 國紀 元会社部長
- ②加瀬 博 元銀行支店長
- ③杉田 明 法人本部事務長

6-4 法人運営会議

原則として月 2 回火曜日に開催し、理事会、評議員会の議決に基づいて人事、労務、財務、サービスその他法人運営全般にわたる事項の協議と意思決定を行うとともに、理事長の諮問機関として理事会に対する意見具申等を行う。

○構成員 理事長、理事及び理事長が指名する施設・事業所長

6-5 経営会議

施設あるいは関連事業所グループ（①海上寮療養所＋ソフィア②聖母療育園＋聖母通園センター＋ロザリオ発達支援センター＋旭市こども発達センター③聖マリア園④聖家族園⑤佐原聖家族園＋ナザレの家かとり⑥ナザレの家あさひ⑦ワークセンター＋みんなの家⑧聖家族作業所⑨聖ヨセフつどいの家＋香取障害者支援センター＋香取就業センター⑩旭市中央地域包括支援センター＋高齢者支援センター＋ロザリオ訪問介護事業所＋デイサービスセンター・ローザ⑪友の家＋海匠ネットワーク＋M a d o - k a）ごとに、原則として毎月 1 回実施し、施設・事業所運営上の問題全般にわたって協議を行う。

○構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
施設・事業所長、及び施設・事業所長が指名する幹部職員

6-6 施設・事業所長会議

原則として毎月第 3 水曜日に開催し、理事会、評議員会の議決と法人運営会議の意思決定に基づいて、法人全体及び施設・事業所横断的な事項全般にわたって合意、確認、意思統一を図ることを目的とする。

○構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
各施設・事業所長および管理者

6-7 その他の会議、委員会

(1) 中長期ビジョン策定プロジェクト会議

当法人が一体的に事業展開を行うために 5 年から 10 年後を見据えた中長期ビジョンを策定する。

○開催 必要時開催

○構成員 理事長、業務執行理事、理事

以下、事業グループごとの代表者

- ①（医療事業系）海上療養所、ソフィア
- ②（療育事業系）聖母療育園、聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター、旭こども発達センター
- ③（施設福祉事業系）聖マリア園、聖家族園、聖家族作業所
- ④（地域福祉事業系）ナザレの家あさひ、友の家、海匠ネットワーク
- ⑤（高齢福祉事業系）旭市中央地域包括支援センター、ロザリオ高齢者支援センター、ロザリオ訪問介護事業所、デイサービスセンター・ローザ
- ⑥（就労支援事業系）ワークセンター、みんなの家、
- ⑦（香取地区事業系）佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家、ナザレの家かとり、香取障害者支援センター、香取就業センター
- ⑧（法人本部）

（2）総合安全対策委員会

法人全体の総合的な安全対策を協議、検討する機関として月1回本委員会を開催する。委員は施設の防災委員等で構成し、法人・施設・事業所が連携をとりながら防災、安全、インフルエンザ等の多様な課題に取り組む。

（3）地域生活支援連絡会

職員の研修の場、参加者が自分の意見を発言していく訓練の場、情報共有の場、制度・機能の縦割りでない横のつながり強化することを目的として、毎月第一水曜日開催する。

（4）通所事業所連絡会議

各事業所のケースやサービス等で抱える問題点を、それぞれの立場から意見交換し検討していく。また、他法人の通所事業所見学を実施し学びの場を設けるとともに職員間の交流を深めていく。奇数月第三木曜日に開催する。

（5）広報ロザリオ編集委員会

選任された編集委員により構成し、広報ロザリオ刊行に係る企画、編集を行う。

（6）福利厚生センター運営委員会

職員の福利厚生事業を担当する福利厚生センターを運営するため、施設から委員を選任して、職員夏祭り、バレー大会等諸行事の企画、運営を担当する。

（7）事務連絡会

会計、給与、人事、行政事務、法人・施設運営事務全般に係る事項を的確に遂行するために、関係事務職員を構成員として行う。また、制度の変更、一部改正等施策の動向に応じた情報交換の場及び職員研修の場としても機能するよう運営する。

7 地域との連携（交流）

地域との連携や交流を促進するため、また地域公益活動の一環として今年度も下記の行事等を実施する。

7-1 地元説明会

地域協議会と同等の位置づけで年一回（7月上旬）近隣在住の方々に対して本会の事業内容や将来の展望等を報告、説明するとともに、地域の方々からの本会に対する意見、要望を聞くなどして相互理解を深める機会とする。

7-2 ロザリオ福祉まつり

利用者が楽しみながら参加することを柱にした地域との交流を新たな目的として、可能な範囲で開催することの検討を行う。

7-3 作文コンクール

海匝・香取地区の小中学生から福祉を題材にした作文を募集し、優秀作品を選考、表彰する。本事業はロザリオの聖母会の地域サービス（啓蒙活動）の一つとして位置づけられる。

7-4 ボランティア受け入れ

行事について近隣の中・高校生に学校を通じて協力を求める。また、随時施設内行事等についても協力を求め、それらを通じて施設の社会化と地域との交流を図る。

小中高校生のボランティア受け入れる中で、障害福祉の理解が進み、将来福祉施設で働くことを望むような体験をしてもらえるよう心がける。

7-5 障害者週間行事

地域公益活動とし、12月にロザリオ福祉作文コンクール表彰式、ボランティア感謝式、講演会等を行う。

7-6 ロザリオの聖母後援会

施設・事業所の環境整備やサービス改善を図ること、また、法人独自事業の展開を図る上で後援会の存在は大きな支えとなっており、6月と3月に役員会を開催してロザリオ福祉まつりや後援会寄付金の使途などについて協議、本会運営面のご助言をいただく。

○後援会役員名簿（敬称略・五十音順）

会長 冨田哲雄

役員 飯笹与一、伊藤武衛、伊藤隆一、井橋千代子、岩井康一、杉崎英雄、関本光彦
平野みとり、鷺山春治

7-7 長嶋茂雄旗争奪野球大会

巨人軍長嶋茂雄氏から社会福祉振興のために優勝旗が贈られた。本会ではこれを機に施設職員の慰労、激励と地域青年との交流を目的としてこの大会を主催している。

7-8 陶芸教室

本会の陶芸室を地域に開放し、毎月第二土曜日に講師を招いて利用者、職員、地域の方々の交流の場を設けている。

7-9 コミュニケーションセンターM a d o - k a (まどか)

地域における公益的な取組みとして、また「地域共生社会」として包摂的なコミュニティとして市街地における地域福祉活動、子ども食堂、住民との交流の場等として活動していく。

7-10 佐原駅前サロン

佐原駅近隣に開設した駅前サロンを活用し、地域の障害者・高齢者等に対して憩いやふれ合いの場を提供する。

8 防災、緊急時の対策

入所・通所・相談系合わせて、施設毎の対策とともに法人全体の連携ある総合的な対策を実施する。

9月に総合防災訓練を旭市消防組合、地元消防団の協力を得ながら実施する。今年度の担当施設は「聖マリア園」とする。

(1) 総合安全対策委員会

毎月第1木曜日に開催し、各事業所担当者参加の下、法人全体の総合的な安全対策を協議・検討する。

9 福祉サービスの向上

9-1 自己評価

11月に全施設・事業所が自己評価を行う。また評価内容の見直しを行う。

9-2 第三者評価

福祉サービス第三者評価を公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から行う。

9-3 施設・事業所

施設・事業所で日常的に行われている活動では具体的な形でサービスの質向上につながる取り組みを行う。

入所・通所系事業所において建物・設備面での改善が中長期計画に基づいて進んでいることや処遇面での外出等の支援、各種行事なども質向上への一助になっていると思われる。

相談系では地域の最前線に立ち、様々な課題を把握しており、地域全体のサービスの質向上を目指す活動として位置づけられる。

当法人は、医療と福祉、障害、高齢分野、地域づくり等多くの機能を持つ事業所があり、専門性やノウハウを発揮している。また、事業所間の連携を取ることで、地域に必要な社会資源として歩むことができる体制を構築する。

9-4 職員

利用者に対する対人サービスは機械化、効率化が図れない部分も多く、サービスの質の主要な部分が職員の能力に依拠している。職場における専門性の積上げと社会人として生活の経験を積んでいくことは共に大事であり、内外の研修参加や管理者及び職員間の縦横のコミュニケーション（報告・連絡・相談を含む）により職員の意欲、やる気を引き出し、広い視野が持てるように支援していく。結果として利用者へのサービスの質向上につながるとの認識から、施設・事業所内の報告、連絡、相談を丁寧に習慣づけることや人事考課面接の機会を大切に扱うなどの地道な活動を繰り返すことによって着実な向上を図りたい。

また、良質なサービスを提供する上での前提条件である職員の心身面での健康を良好に保ち、良質な労働力を再生産し、腰痛防止など労働災害を未然に防ぐため、介護機器等の導入促進を図りたい。

1 0 権利擁護

全職員が法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努めるとともに、各制度を理解し、利用者の権利を代弁し擁護するアドボケーターとしての役割も意識しながら、施設・事業所の管理者、サービス管理責任者を中心とする内部のあらゆるチェック機能により、早期発見・再発防止策の徹底を図る。

虐待防止対策として、職員個々が誠実な知性と豊かな感性や人間性を醸成すると共に、倫理観や道徳観を確立することが肝要と思われるので、法人内外の研修機会を一人でも多くの職員が持てるよう努力する。また、職員一人ひとりの自らの内面を見つめ直すことによつて内発的に虐待防止に取り組むよう引き続き努力を傾けたい。

職員に対する心身両面でのストレスを考慮し、職員アンケートやストレスチェックを通じて個人や組織の状態を把握し、人事異動、人材の補充、待遇面での改善など、機動的な措置が講じられるように努める。

障害のある方々に限らず、高齢者、女性、子ども、外国人労働者など弱い立場の方々に対する人権侵害はこの地域においても例外ではないので、本会での各種相談系事業所を窓口にして法人内の資源を活用したサービス等を提供する。

1 1 苦情解決

施設ごとに苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置し、第三者委員には法人全体で松井安俊氏、向後恵子氏に委嘱している。

苦情受付方法は口頭、文書等、Eメールによる受付も行う。利用者により分かりやすい制度の周知、施設内の掲示方法や苦情内容の職員間共通理解等の面をさらに向上させるよう取り組む。

苦情は、問題をサービスの質改善・向上に結びつけようとする姿勢で対応する。

1 2 情報公開

広報紙「広報ロザリオ」を年4回（4月、7月、10月、1月）発行する。

ホームページにて情報公開を実施する。その他、各施設の事業内容やトピックスなど随時更新を促進して広く社会に情報を提供する。

また、各施設・事業所においては個別の園だよりやニュースレター等を発行、発信して利用者、保護者及び関係者への情報提供に努める。